

【第1章】

* (1) 「パーセント」「%」の混在 ←カッコ内は引用だから OK? (富士見)

* (1) 「質の高い保育」の「質」とは具体的に何か。／この前文で明言する以上、何を以って高質と見做すか、「具体的な物差し」をどこかで明示しないと意味がない。なぜなら、制度や方式が異なる過去・現在・未来(民間→社福→公設公営正規職員化かつ児童館・分館制→複数学童化→嘱託や民営との共存?)の学童保育を横断的に結びつけ、比較する指標を設定しなくては、現状把握も今後の方向性の模索、計画の立案も成し得ないからである。なおこれはガイドラインから離れても常に必要な視点である。／目安のひとつに「児童の残存率」がある。これは小金井市学童保育連絡協議会の橋本昭彦氏(当時)が案出した方法で、3年間通い続けた小学生の比率を三多摩の自治体毎に集計・比較したものである(東京・小金井の親たち編著『民間委託で学童保育はどうなるの?』公人社、2010年参照)。<残存率の高さ＝通い続けたい・やめたくない率>と評価したもので、小金井・東村山・東久留米など公設公営正規職員体制(当時)の自治体が上位を占めた。もちろんデータ解析・判断の立脚点は複数採られるべきだし、かかる指標自体も複数が望ましいが、大変わかりやすいものではあり、かつ大規模化の有無、職員体制と職責・地位などとリンクして考えやすい点、貴重と考える。(市に寄せられた意見)

【第2章】

* (5) 開所日・開所時間

保育時間の項に「継続的に協議をする」と記載がありますが、具体的な期日がありません。「できる限り」という曖昧な表現では評価をすることができないため、継続的協議を実施する機関、利用者へ検討結果を公表する時期を明確にするために、覚え書き等で具体的に示していただくことを強く希望します。(化成)

* 保育時間を明記しては、保護者が今の開所時間に満足したこととなりませんか?ここは「現状を維持」等の文言に留めて欲しいと思います。(化成)

* 第1章にあるように、保育の質を担保するため、監護に欠ける児童が安全に過ごすことができることを最優先の目的とするためには、学校休業日の開所時間が8:30では親の出勤後に1人でいなければならない不安な時間が発生します。開所時間の繰上げを必要と認識している自治体が増えている中で、当市が実施できない理由をぜひ公開していただきたいと思います。よろしくお願いします。(化成)

* 学校がお休みの日のクラブの開所時間(保育時間)を朝8時からにさせていただきたいです。(回田)

* 保育時間を午前8時15分から午後5時45分にさせていただけると助かる。学校が休みの日に先に家を出るのが気になるので、学校と同じ始業時間にさせていただきたい。(青葉)

* (5)の保育時間について通常 保育園に通わせながら仕事をしていて、学童にあが

ってから8時30分～5時45分になると仕事を継続することができなくなる人が多くなるのではないかと。その時はファミサポを利用してくれと言われるようだが子供にとってあっちこちに預けられて落ち着いて一日、一日を過ごせないのではないのか。何を基準にこの時間で設定しているのかがわからない。ファミサポを利用することが解決策ではなく、苦肉の策と思ってないのか？改善する気がまったくないとしか思えません。やっと保育園に入れたのに学童になることでまた働き続けていくことが困難になり転職や退職が余儀なくされる。せめて保育園と同じようにはできないのか？働いて納税者であるにも関わらず肩身の狭い思いをしなくてはいけないのがどうしても納得がいかない。(市に寄せられた意見)

- * (2) 対象児童、ここに③として「長期休み(夏休みなど)期間の小学校1～6年」を付け足していただきたいです。(回田)
- * 長期休みだけでも良いので、4～6年生の希望者を保育依頼してもらいたい。(回田)
- * 4年生になっても夏休みの間だけ受け入れてもらいたい(富士見)
- * 2015年には対象児童の学年が1～3から1～6に変わるのがほぼ決まっているならば(国のガイドライン・・・)、今回のガイドラインの中に入れて考えるのはどうか・・・。他市のように長期休みの間だけでも4年生まで対象とする制度があってもいいと思う。(秋津)
- * 文中にあるように、日祝での開所が実現すると嬉しいです。(回田)
- * 学校給食のない日に給食を選べるようになると更に嬉しいです。(回田)
- * (4)の必要な施設の遊び場(屋内・屋外)の部分で、屋外遊び場の広さの目安を追記して欲しい。外遊びしやすい環境を確保してもらいたい。:現在遊び場がクラブ内になく、体を使った遊びができなくなり、子どもの発育が心配である為。(富士見)
- * (3)③ ～超える状態が継続する事が見込まれる場合は～ を ～超える状態が長期間見込まれる場合は～ にした方が良いのでは？(表現を分かりやすく。「が」が続くのが変)(富士見)
- * (4)③ ～耐震基準診断などの定期点検を行い～ とありますが、どのタイミングで誰がどの場所(点検場所)を年間何回実施しなければならないのかが伝わってきません。実施していると事故が起きた時に「やりました」けどそれでは困ります。(富士見)
- * (4)③ 必要な施設 ～遊び場(屋内・屋外)～ 富士見児童クラブの場合は敷地内では遊べないが、この場合の屋外とは、中央公園や校庭のことを指すのか？また、「2方向以上の避難経路」とは、建物以外のフェンスについても含まれていますか？⇒富士見児童クラブは敷地内をフェンスで囲まれている。(富士見)
- * (2)①「小学校一年から3年生」「1年生から4年生」←「生」が入る入らないの統一(富士見)

* (4)② 送迎時など、父兄(とくに祖父母)の利用にとってもバリアフリー化を進めて頂きたい。(富士見)

* (1) 公立の前にスペース(本町)

* (4)・必要な設備 児童用ロッカー○、←スペース不要 下駄箱→靴箱の方がよい
かと思います。(本町)

* (5) 開所日、保育時間 なお、多様な生活状況から祝日……

要望に関しては、総則の「要望に関して」のような項目を作り、保育時間以外にも様々な事態の要望への対応に関われるよう別に設けるべきでは。あるいは、第9章に苦情・要望という項目があるが、要望・苦情とし、総則に入れるべきではと思う。<市および運営者は要望に関し、真摯的に協議に応じ、保護者の要望実現に向け検討すること>のように、運営者(行政ではない場合も考慮し)も含むべきと思う。
(秋津東)

* (2) 対象児童 ①市内に在住する……、及び特別支援学校小学部・特別支援学校の1年……の部分について特別支援学校が重複しています。意味がわかりにくいので、

・特別支援学校小学部の1年～4年

・特別支援学校小学部・特別支援学級の1年～4年のどちらかだと思いますので、訂正をお願いしたいと思います。(秋津)

* なぜ3年生で卒所なのか。所沢市では6年生まで通うことができる。せめて5年生で卒所にして欲しい。3年生で1人で留守番させるのはいかがなものか。(青葉)

* (2) 対象児童について小学校6年生までに対象を広げられないのか?すべての子供が安全で放課後を過ごせるように配慮してもらいたい。そのために法人などの導入などしないのか?まわりの父母の話で子供が一人で家にいたり我慢してる子供たちが多すぎる。安心して東村山で子育てができない。(市に寄せられた意見)

【第3章】

* (2)③ ホームページ ←どこの?(富士見)

* (4)③ 面接をすることができることとする。→面接ができることとする。で良いのでは?(富士見)

【第4章】

* 専任指導員として配置される職員は正規職員を基本とする旨が第4章(2)に追加: 現在と同程度の質を保つために必要と考えます。(臨時職員が23区内の学童クラブで児童への暴力を行ったニュースもあり、安全面で心配です)(富士見)

* 必ず正規職員をおいてください。長い目で子どもたちの成長を見守ってくれる方が必要です。(青葉)

- * (3)② 保護者への連絡先 →保護者の連絡先 または 保護者への連絡方法 など(富士見)
- * (3)⑨ 学習・研修、遊びの研修 →学習や遊びの研修 では？(富士見)
- * (5)① 句点必要 / ② 言動など →言動などで(富士見)
- * すぐ退職してしまう嘱託職員ばかり採用せず、きちんと長期勤務及び児童と接するにふさわしい方を採用して下さい。(富士見)
- * (1)③の最後 役割の1つ→一つ(本町)
- * (6)【研修の内容】④の改行。「た」が「障」の下。(本町)
- * (7)職員体制 指導員の配置に関しわかりづらい。専任指導員は正規と委託となっているが、常勤換算からは、委託三人等となる可能性もあるのですか。(秋津東)
- * 正規職員と嘱託職員を同一視しすぎている。その根拠は何か？/これは、A指導員は正規・嘱託を同一視しても構わない程度の安易な業務。B市役所の業務はすべからず嘱託職員が従事して差し支えない。以上のいずれかの立場からの作文と断ぜざるを得ない。嘱託が責任持って業務の中核を担う事例は民間では有り得るものの、それらはコンビニや新古書店など一部に限られている。少なくとも「命を直接預かる仕事」に適用した例は、現在の日本では営利企業においてさえ存在していない。それは、嘱託職員の給与体系や勤務体制が、十全な責任を負い得るほどの充実をみていないことに企業人が自覚的な証拠である。/しかし元来が民間から出発し、いまだ法的な位置付けが中途半端な学童保育の世界、とりわけ公設公営施設では珍しいことではない。しかし過去の「質の高い保育」を誇り今後も標榜する東村山市が、そのような容易には改変し難い厳しい現実をあたかもスタンダードと見做すかのように、なんらの検証なく正規・嘱託を同一視するのは、乱暴に過ぎないか。/またこのような「見做し」は、今後民間委託が行われる際にも悪影響を及ぼす可能性があることも申し添えたい。(市に寄せられた意見)
- * 「嘱託職員」の定義がない。現在の東村山市の嘱託職員のことを表しているのだと思います。このガイドラインは将来的に公設でなく民設、あるいは民営になった際でも一定の同じ基準で運営できるようにする目的もあり、制定されると思います。となると、この勤務形態が組織においてその解釈や決まりごとによって左右されないようにしておく必要があろうかと思えます。(市に寄せられた意見)
- * (4) 資格の限定は現実的か？ /不況下においては、当該資格を有する者が低賃金の嘱託職員に応募することは十分有り得るだろう。しかしそのことが、却って資格を伴わない有為な人材を排除することに繋がりはないだろうか。/A多様な人材の確保。B資格制度未整備下での対処法。表裏の関係にある2点を指摘したい。Bは国が認める「学童保育指導員」がない現状下、本ガイドラインがそれに近似した資格を求める姿勢は理解できる。しかし、保育園・幼稚園・小学校のどれよりも自由度が高い学童保育を「安全を確保しつつ子供の遊びと休息を保障し、発達を見守

る場所」と定義することが許されるならば、指導員は教員・保育士以上に多様な人材が求められることになるはずだ。ここでも正規指導員との組み合わせを問題視したいが、有資格の正規職員＋人材優先の嘱託・非常勤というありかたこそ有意義だと考える。国家資格とそれに見合った高等教育機関でのカリキュラムも存在しない現状で、またこれまでのように当市が「児童厚生員」資格も掲げないのであれば、なおさらだろう。なお、これは東村山市の保育現場、すなわち多様な個性を持つ指導員集団を高く評価し、その現状の維持を指摘したに過ぎない。(市に寄せられた意見)

【第5章】

- * (8)① 見直しする →見直しをする(富士見)
- * 「日ごろ」「日頃」の混在(富士見)
- * 「ともに」「共に」の混在(富士見)
- * 「十分」「充分」の混在(富士見)
- * (2) 出欠管理 ①指導員は → ①専任指導員 出欠の確認を毎日確認できる方で、臨時職員では不安です。(秋津東)
- * (3)③昼食を持参すること○とする 1文字空いている。(青葉)
- * (9)①責任を持つこと を もつこと に。この場合の「持つ」はひらがなでは？(青葉)

【第6章】

- * (1)のどこかに「災害時の対応について、各児童クラブ、市や保護者と共に協議できるものとする」といった 内容を入れていただけると、指導員さんだけの責任でなく、市や保護者も意識が高まるのでは・・と思いました。各児童クラブで、よりよい対応を決めておけるとよいか思います。(回田)
- * (2)② 罹患児童は、登所しないよう指導すること。 ←具体的な基準は(いつまでか)？(富士見)
- * いずれの場合も、すでに登所済みの児童に対して降所を強制しないこととする。
←上記②の場合は親(保護者)に降所を強制しないと集団感染のリスクがあるのではないでしょうか？(富士見)
- * (2) 次の場合は下記の通り ←「次」と「下記」は同一？(富士見)
- * (1) (3) 文内の主任、副主任主体で構成されている。前の流れからは、専任指導員という単語では。(秋津東)
- * (2) 臨時休所・閉所についてのインフルエンザ等についてですが、最後に「いずれの場合も、すでに登所済みの児童に対して降所を強制しないこととする。」とありますが、インフルエンザなのに親が登所させてしまった場合は降所させるべきですし、家族内でインフルエンザ等の罹患者がいる場合にはまだ発症してない場合でも登所してきた場合は降所させるべきではないでしょうか？ 公立保育園内では家族

内でインフルエンザ等の発症があった場合は兄弟関係は登園禁止です。(親が発症した場合は子どもの登園が禁止されています。)また、実際に兄弟関係がインフルエンザを発症した場合に、それを聞いた他の親御さんからの電話で児童クラブ側が知り(抗議を受け)児童を降所させた事があります。(市に寄せられた意見)

- * (1) 緊急時の対応についておとしの3・11では、児童クラブによっては児童を降所させてしまったと聞きます。児童クラブでマチマチの対応だったようですが、災害時は両親が迎えにくるまでは児童クラブで責任を持って預かるべきではないでしょうか？(市に寄せられた意見)

【第7章】

- * (3) 警察等～④～発達○相談

スペースがあるので詰めた方がよいと思う。(回田)

- * (3)④ 市の障害担当 ←ここでは「障がい」とは表記しない？(富士見)

- * (2)②子ども→児童(本町)

- * (1)③指導員は保護者会、父母会行事に出来る限り参加すること。

→専任指導員は保護者会、父母会行事に参加すること。

いないのは不自然ではと思い、出来る限りは外しては。(秋津東)

【第8章】

- * (3)② 実施に努めること ←市が？職員が？(富士見)

- * (5)① 放課後児童クラブ ←放課後子ども教室と混ざっている??(ここにしか登場しない表現)(富士見)

- * (2)入会の前のスペース 半角→全角(本町)

【第9章】

- * 「苦情・要望」ということばは、利用保護者が苦情を言うことを前提としているようで、あまり良い印象を受けません。「意見・要望」ではダメでしょうか？(秋津)

【第10章】

- * どのような意見が出ようとも、ここで策定会議は終了した方がよいと思います。来年以降、国と自治体で設置運営基準を条例化する話があります。このガイドラインを有効活用できるように、このガイドラインが設置運営基準の妨げにならないようにして欲しいと思います。(化成)

- * 現段階で今後の国の動きを見ると、体力の無い自治体では民間に運営を委ねる方向になってしまう方向となってしまうようです。その辺を意識して今後の活動につなげて欲しいと思います。(化成)

【その他】

- * 何カ所か ○○の通りとあるが ○○のとおりが正しいのでは？(回田)

- * 今回の作成したガイドラインの内容は、要求というよりは“現状の学童運営内容を文章化しました。”という感じがします。それでいいなら承認しますが、改善を要求する

ならば承認できません。どう見ても市側が今までの状況で満足されていると思いますが、もし今後委託になった時にこの基準で行うことになったら親からの不満が出ると思います。(富士見)

- *「子ども」「子供」の混在(富士見)
- *インデント(行頭1字下げ)の統一(第2章(1)、第4章(6)、同④)(富士見)
- *「9つの児童クラブ」「25ヵ所の児童クラブ」←カウントの仕方の統一(富士見)
- *読点の統一(「、」と「,」の混在)(富士見)
- *不要なスペースの削除(第2章(4)必要な設備「布団、」／第5章(3)③「することとする。」／第7章(3)④「発達相談」)(富士見)
- *「保育所や幼稚園」「保育園・幼稚園」の混在(富士見)
- *「および」「及び」の混在(富士見)
- *意見徴収等につき、調査対象や方法が不明確であり、開示を求めます。また、他市基準では監護に欠ける状態とされる児童が、東村山市では児童クラブに入所できぬ問題につき、今後の改善見直しにつきお示し下さい。(市に寄せられた意見)